

令和2年度

第3回 佐々町農業委員会総会議事録

令和2年6月26日（金）

佐々町農業委員会

令和2年6月 第3回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和2年6月26日(金)午後1時30分

2. 招集場所 佐々町役場 3階第1会議室

3. 開 会 令和2年6月26日(金)午後1時30分

4. 出席委員 (18名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	藤永 九市 君	2	吉野 裕 君	3	濱野 努 君
4	藤永 茂 君	5	築城 武美 君	6	井手 俊博 君
7	和田 貞子 君	8	池田 邦義 君	9	濱野 卓也 君
10	山下 夕見子 君	11	寶持 雅祥 君	12	吉永 勝彦 君
13	坂口 隆英 君	推進委員	森田 謙介 君	推進委員	林 勇作 君
推進委員	湯村 速雄 君	推進委員	筒井 浩一 君	推進委員	大瀬 敏幸 君

5. 欠席委員 (0名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名

6. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	金子 剛 君				

7. 議事録署名委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
12	吉永 勝彦 君	13	坂口 隆英 君		

8. 本日の会議に付した案件

(1) 会長挨拶

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 報告事項

報告第1号 農業委員会会長・事務局長会議及び長崎県農業会議
第110回通常総会について

報告第2号 一時転用届出書について

(4) 審議事項

第5号議案 農地法第3条の規定による許可申請書について

第6号議案 農地法第4条の規定による許可申請書について

第7号議案 農地法第5条の規定による許可申請書について

第8号議案 農地法第5条の規定による許可申請書について

(5) 協議事項

農地の賃貸借に係る平均単価について

(6) その他

① 7月定例会の日程について

② 農作業賃金等標準額について（参考）

③ 全国農業新聞について

④ その他

事務局長（金子 剛君） 皆様、こんにちは。皆様、おそろいですので、ただいまから第3回の佐々町農業委員会総会を開会いたします。

今日の総会は、皆様、御存じのとおり、任期満了に伴います、今日が最後の総会というふうになっておりますので、今回、3名ほど退任される方がいらっしゃいますので、総会が終わった後に、一言、御挨拶を頂きたいというふうに思っております。

それからもう一つ、その後に、ちょっと昨日、県のほうから県北振興局のほうから連絡がありまして、人・農地プランの今後の進め方とございますか、予定を、皆様にちょっと協議をさせていただきたいということがありましたので、終わってから20分程度だと思えますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、藤永会長より挨拶をお願いいたします。

会長（藤永 九市君） 失礼します。それでは、一言御挨拶を申し上げます。

今日は一転していい天気になりました。昨日は大変な大雨で、佐世保では181mm、3時間雨量で計測したということで、観測史上初めての大雨の記録ということが言われていたようです。

佐々も、いろいろと準備の指示があつたりして、避難するべきということで避難所も設けたりということもあつたようですけれども、どうにか最小限度に終えたような話をお聞きいたしております。

そうした中で、今日は、ここに先ほど事務局長からありましたように、私たち最後の、今年度最後と申しますか、今年度じゃありません、そういう総会にあたります。新しい体制、7月から臨むものですから、最後の総会になるかと思ひますけれども、皆様方、全員そろって御出席を頂きましたことについて、厚くお礼を申し上げます。

本当、皆様方の御指導を頂きながら、考えてみますと3か年間、ずっと本当に頑張っていたこと、心から感謝申し上げる次第であります。

今日は最後にふさわしく、どうぞ皆様方の貴重な意見を頂きながら、慎重審議を頂きすようお願いを申し上げます。

また、局長が申し上げましたように、ずっと、この推薦に至っては、それぞれお考えがあつたものと思ひますけれども、私も含めてそうなんですけれども、今回で辞めようということはずっと言ってきたんですけれども、とうとう、地域の皆さんから、強く、もう一期やってくれということでごさいましたもんですから、あえなく残るような形になりました。

しかしながら、今回、残念ながら1人の農業委員さんと、推進委員さんお二人が、諸事情によって退任されるということで、非常に残念な気がいたしますけれども、本当に御苦

労いただいたと思いますから、会終了後、直ちに皆さん方の御挨拶を頂きながら、もちろん私も、改めてお礼の御挨拶を申し上げたいなと思っているところでございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

そういったことでございますので、またお話のとおり、振興局からということで、それも急に入った話でございますので、終了後には、またそういったことで会議を予定されておりますので、今日はよろしくお願ひしたいと思います。

以上、簡単ですけれども、挨拶に代えたいと思います。よろしくお願ひします。

事務局長（金子 剛君） ありがとうございます。

本日の出席農業委員は13名で、全員出席でございます。また、最適推進委員の方におきましても、全員出席でございます。委員は定足数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

佐々町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行を藤永会長にお願ひいたします。

会長（藤永 九市君） それでは、議長を務めさせていただきます。座らせていただきます。

案件につきましては、佐々町農業委員会総会規則第3条により、付議事項にあらかじめ通知しておりますので、この日程でよろしいでしょうか、お諮りいたします。（「異議なし」の声あり）ありがとうございます。

それでは日程どおり、これより議事に入りたいと思いますのでよろしくお願ひします。

まず、日程（2）の議事録署名委員の指名を行います。

佐々町農業委員会総会会議規則第2.7条の規定に基づき、議長が定めることになっておりますので、よろしくお願ひします。

12番、吉永委員、13番、坂口委員を御指名いたしますので、よろしくお願ひいたします。

以上、日程（2）を終わります。

それでは、日程（3）の報告事項に入ります。

報告第1号農業委員会会長・事務局長会議及び長崎県農業会議第110回通常総会についてということで、出席をいたしてきておりますので、私のほうから報告させていただきます。

これにつきましては、1ページをお開きいただきたいと思います。

本来ならば、これは1か月前、5月の月にあるべきだったんですけども、コロナ対策問題等々で、ずっとずれて、こういう形で1か月遅れたような形になっておりますので、そういったことで、後をもって総会も、また続けて24日に行われましたものですから、続

けて一遍になったような感じになりますので御理解いただきたいと思います。

それでは報告申し上げます。

6月19日の金曜日です。午後1時半から4時半まで約3時間、長崎市の県のJA会館で行われまして、事務局長と2人で出席をさせていただいております。

その前に、異動の関係でちょっとお知らせしておきますが、事務局、県の農業会議の事務局の異動でございますけれども、前任者の事務局長〇〇〇〇でしたか、事務局長が変わって、〇〇〇〇さんが新しく事務局長に就任されております。

これは、農業新聞で見られた方もあると思いますけれども、そういうことと、それから農協会議では、それぞれ課長の〇〇〇〇課長が昇任して次長ということで、それから〇〇〇〇課長補佐が課長ということで昇任されております。そういったことで、そのような形で異動があっているようです。

そのほか、各農業委員会でも、事務局長が変わったり何だしているようではございますけれども、そのことについては、触れる必要はないと思いますけれども、そういう形であります。

開会には、当然、〇〇〇〇事務局長がされて、ずっとその後に続いて進行させていただいております。挨拶に〇〇〇〇会長が、御存じのとおり諫早市の会長ですけれども、開会の挨拶を頂きまして、それから3番の説明協議ということで、農業委員会をめぐる情勢ということで、これについては事務局長が、〇〇〇〇事務局長が簡潔明瞭に説明を頂きました。

それから、(2)の令和2年度農業委員会の会議の重点活動と事業の推進報告ということで、その中で1の令和2年農業会活動及び事業計画概要、それから②の長崎農業委員会、1・1・1運動、並びに重点活動目標、それから、③の農業委員会における人・農地プランの実質化に関する取組ということで、この農業会議に、今、申し上げました〇〇〇〇次長と、それから〇〇〇〇課長が、それぞれ移り変わり説明と、及び報告と説明を頂いたような次第であります。

それから、(3)農地利用の集積関係については、県農地利活用推進室の〇〇〇〇室長から説明を頂いております。

それから、④の令和2年度の農地中間管理事業の推進についてということでは、長崎県農業振興公社の〇〇〇〇専務理事兼事務局長から、報告なり説明をいただいたということでございます。

そういったことで、これは一応、さらっと申し上げましたけれども、その中でも、ちょっと皆さん方に、かいつまんで分かりやすく部分的に報告をしておきたいと思いますが、この活動事業の推進報告、農業会議の①の令和2年度の活動法人及び事業計画概要という

ことで、それぞれ年間の計画等もありましたけれども、ちょっと皆さん方、一番関連する問題で、実は御存じのとおり、これまで8月末に、いつも地区別研修会が行われておりましたけれども、これも当然行うそうですが、申しあげましたようにコロナ感染の問題で、一同に開始してすることはできんだろうという判断の基に、今回は各地区というか、各農業委員会ごとに農業会議のほうから出てきて、それぞれ日程をずっと順次決めて、出向いてきて、各農業委員会ごとにそれをやるということで、ほぼそういう方向が決まっております。

したがって、予定では佐々町としましては、8月下旬として、ただ何日とは決まっておられませんけれども、そういうかたちで実際にこっちに来てもらって、そして同じような研修のかたちになされるということでございますので、今、申しあげておりますように、この内容的なこともほとんど説明を、本来ならば全部説明をしなきゃいけませんけれども、そんなときも似たようなことを十分説明があると思いますので、今後の令和2年度の事業計画並びに活動方向といえますか、そういうことの話もあるし、それから新人を対象にしたことも、当然、3人、うちは変わることになりますので、その方を中心に、その研修会を行えるということで御理解いただきたいと思います。そういうこともおっしゃっていただきました。そういうこと、計画を上げていただいております。

それから活動目標、数値目標というものを、ちょっと皆さん、それぞれ県の目標と各地区の農業委員会の数値目標示されておりますので、それをちょっと、皆さんに報告しておきたいと思います。

まず、実績なんですけれども、3月末、令和2年の3月末の実績ですが、佐々町の場合は、ちょっと皆さん、読み上げてみたいと思います。佐々町は優秀なほうになります。

農地集積では18haを目標に対して18.2haということで、101.1%の達成。それから、管理機構の新規貸付けに対しましては14haに対して17ということで、121.4%の実績として表れております。

それから、遊休農地の解消ということでは5haに対して3.7ということで、これにつきましては100%切っておりますけれども、74%という数字が出ております。

それから、適正な非農地処理ですね。私たちが見て回るパトロールに関連して、非農地通知を通して処理という形、非農地処理です。これが9haに対して9.6ということで、106.7%の実績ということでございます。

それから、農業者年金の新規加入者の確保ですけれども、これにつきましても、うちは目標数値が小さいから助かるんですけれども、1人に対して1人、いわゆる100%ですということです。農業新聞につきましては28人に対して28、これも、ぎりぎり

100%達成しているということです。

皆さん方の協力を頂いて、農業委員及び推進委員さんを合わせまして18人中18人、全員が購読していただいているという状況であります。

これを21市町並べて比較対象してありますので、今回につきましても、佐々としては非常に胸を張ってもいいような気持ちでありましたけれども、そういう結果として表れているということです。これは実績です。

それから、これに伴って、今度は目標なんですけれども、この事業計画の中で佐々に与えられた数字について、ちょっと報告しておきたいと思いますが、佐々町の場合は、農地集積目標を、やはり18haということで目標を上げてあるようです。それから、管理事業関係ですね、これが14ha、農地中間管理事業活用ということでございます。それから、荒廃地の解消目標としては5ha、非農地処理については9haということで、数値目標を佐々町には与えられているような状況になります。

それから、申しますと農業者年金の加入推薦については、今年もやはり1人お願いしなすというようなかたちで上がってきております。

それから、農業新聞につきましても、当然、100%の28人は確保してほしい。それ以上に欲しいということも言われておりますけれども、そういうかたちで佐々町は、令和2年度の数値目標としてそういうふうに示されているということを、皆さんにお知らせしておきたいと思います。

ほかに、それぞれありますけれども、何かいろいろ遅くなりますので、一応、皆さんから質問があればお答えするか、もしくは、この資料につきましては、同じ資料を事務局長が事務局に保管しておりますので、どうぞ必要であれば御覧いただければなというふうに思っているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

後もって、質問があればお答えをしたいと思ひますので、そういうことで、一応、令和2年度農業委員会会長・事務局長会議の報告につきましては、これで終わらせていただきたいと思ひますので、御了承いただきたいと。

なお、この会長及び事務局長会議というのは、年に3回行われるんです。今回が前期ということで、本当は5月のが6月にずれたということで、中期が9月ですかね。大体予定されておりますし、それから、後期が1月の初め頃に、大体年間通して決められているということでございますので、それぞれ、それには出席をしてきている状況であります。

すいません。簡単ですけれども、これにつきましては、以上で終わらせていただきたいというふうに思ひます。

引き続き、今度は総会についての報告を申し上げます。

これにつきましては、これは資料がございません。今日に間に合わなかったもので、昨日、一昨日ですから、実は。今日が26、24日でしょう。6月24日の1時半から、これも長崎市のホテルセントヒル長崎というところで、午後1時半から行われ、出席いたしております。

これにつきましては、長崎県農業会議という構成はどのようになっているかという、農業委員会、県下21市町の農業委員会の会長と、それから21市町の市長・町長も会員団体としてなっているようになっています。

ですから、私たち21人と各市町21人が出てくるのが当然ですけれども、ほとんど代理で出てこられます。担当から、町長から指名された方が出てこられまして、うちの場合は、当然事務局長も一緒に行ったんですけれども、町長から行けと言われておいでになって、一緒に行ってきたようなかたちです。町長の代理として、うちの金子事務局長が出席をいたしております。2人で、また一緒に行ってきたわけですけれども、そういうことになっております。

そして、関係機関でJAから共済組合かれこれ、連合会かれこれ、合わせてあと9つありますし、今、言いましたように42人に対して1人、それから女性ネットワーク会長の〇〇〇〇さんが、この方につきましても委員ということになっておられます。それで、43名プラス9名、関係機関9名で構成が52名のメンバーで、年に1回、総会が行われているということでございます。

農業委員会を中心とした中で、認定農業者を含め農業関係に関する全ての県の農業会議が事業に取り組む中で、約7,000から8,000万の予算で、そのような年間を通してやっているということになっております。

そういったことで、次第を簡単に申し上げますと、開会はもちろん〇〇〇〇事務局長が進行していただいたんですが、〇〇〇〇会長が挨拶を行ってから、来賓祝辞として、知事の代わりに〇〇〇〇副知事、それから県議会からは〇〇〇〇議長が、さきにも議長はおいでになったんですけれども、来賓祝辞を2人、していただきました。

そのほかに、〇〇〇〇副知事は話合いの、農業委員との（聞き取り不能）としては、ちゃんとしっかりした事を言われまして、話合いの、それぞれ人・農地プランも含めて、農業委員として牽引役として頑張ってほしいということも祝辞の中に入れておっしゃいましたし、それから、県議会の〇〇〇〇議長は、46県議の中でただ一人、農業者出身だと自分でおっしゃいまして、だから農業については、十分分かるから、しっかり応援していきたいということも、うれしい祝辞を頂いております。そういったことで記憶に残りましたので申し上げておきたいと思っております。

それから、表彰状の授与式が行われまして、これには、県の規定に基づいた表彰のあるわけですが、参考までに申し上げますと、1号表彰者は18年以上、農業委員を18年以上、それから2号表彰者が会長歴12年以上、それから3号表彰者が、これ職員ですが、職員、農業委員会の職員15年以上、それから4号として農業会議の職員25年以上、それから、5号としては農業会議会長特別表彰と、何かよっぽど、何か功績のある方に対してのことだと思いますが、全てこれが当てはまることなく、ただ4号表彰者の農業会議の職員歴25年というのに、先ほど申し上げておりました課長補佐でありました、課長に昇任した〇〇〇〇さん本人が、〇〇〇〇さんが当てはまって、4号表彰を受けられましたので、おめでとうと言いましたら、「自分のことば自分で決めながらしたとばい」っておっしゃいましたけども、そういうことで、1人だけ該当されたということでもあります。

それから、今度は農業者年金の関係ですが、独立行政法人農業者年金基金理事長表彰ということで、これは国のほうから来るわけじゃない、このほうから来るわけじゃありません。伝達というかたちの中で、うちの〇〇〇〇会長が伝達して渡したということでもありますけれども、これも新聞で御存じのとおり、5月の何日やったですか、日付で。

南島原市の農業委員会、ここが大分、5冠達成ということでおっしゃっていましたが、全国加入者第1位で39名、令和元年度の1年で39名の加入者を達成しているということ。それが全国1位だそうです。

それから、新規加入者39歳以下の部で、その中から21名が該当するというので、それも1位、また女性がその中に17名が含まれるということで、これも女性部門では第1位ということだそうです。

それから、度合い、目標達成の度合い、これは新規加入目標数を10人以上上回ったときのということもあるようです。これが1位。それから、度合いの39歳以下の新規加入者、これについて10人以上というふうに、ある程度区切つてあるんでしょうけれども、これも1位に当てはまって、全て5つの部門で全てが1位ということで表彰を受けられたということでございますので、非常にびっくりしておりますけれども、あそこは農村地帯ですから、非常に盛んなところですから、対象者、該当者が多いということも言えると思いますので、地域性の違いもあると思います。

それから、もう一つは雲仙市農業委員会が、これについて、新規加入者で全国7位で12名、それから、目標達成度合いで全国第2位ということで10人以上おって全国第2位ということと、それから、39歳以下の新規者が10人以上、全国3位ということで、これにつきましても表彰を受けられたということでございますので、それぞれ南部のほう

の方々は、やっぱりその地域によって、このように違いはありましようけれども、優秀な成績を収められ、実績も収められたということで表彰を受けられましたので、大変、これはすばらしいことですから、皆さん方に報告しておきます。

この件については以上です。

それから、もう一つ、付箋で印をしておりますけれども、さっきも申し上げた、この社団法人農業会議の構成メンバーは申し上げましたとおりです。それから、役員の改選、これについても、若干申し上げておきたいと思います。

この農業会議の役員のメンバー、任期2年ということで改選期になっておりまして、これにつきましては、この総会で承認を受けて決まるということになっていきますので、それぞれ、まずは、理事は各5地区で互選をして候補者を上げておくという、前もってしていく状況段階を取っておられますので、当然、うちも、今月の5日の日に、県北地区は佐世保、松浦、平戸、佐々、小値賀、3地区を対象として、県の農業会議のほうから来て、互選会が行われました。

サンパークであったんですけれども、小値賀からは、たったそれだけのことでフェリーでは来れないということで欠席されましたけれども、これはやむを得ないだろうということで、そういうような互選ということで、皆さんで話し合っただけの結果、何といたっても佐世保が人口24万からある規模的にも大きいから、現会長の〇〇〇〇会長ということで決めたわけでありまして。

ただ異論がありまして、松浦の、これはもう、分かったことですから申し上げますと、松浦の〇〇〇〇会長からクレームが付きまして、何で固定して佐世保ばかりせなならんとかってというようなことで、若干、時間が気になったんですけれども、おっしゃいまして、私どもは、やっぱり3万か前後ぐらいのと桁違いの二十何万と、また範囲も広い旧の県北部の北松も連ねてしているということであれば、やっぱりこれは当然のことだと、私も頑張っただけで提案しましたが、そういうことで意見を、平戸の〇〇〇〇会長も、もうあの人が、もう高齢者で82か3になられますので、あの人がちょっと言わしたですもんね。これは、もう当然のことというふうに、ということをおっしゃいましたので、どうにかそういうことで決まりました。そういうことで候補者は決まって、この24日の総会のときに承認を受けて決定したということでもあります。

それから、常設委員ですけれども、これも農業委員会の中から、県下で10名、これも各地区から推薦といいますか、して、選ばれるようなかたちになっていますから、これは、今まで平戸の〇〇〇〇会長がしておられましたけれども、ああいうのも、何か前から決められているようで、松浦と平戸で交互に2年おきにしようから、これについては

〇〇〇〇会長にお願いしてできたんですけれども、そういうことで、常設委員は、一つは理事が兼務することになっていきますから、2つあるんですけれども枠が、そういうかたちになっております。

ですから、〇〇〇〇会長が理事兼常設委員、そして、〇〇〇〇会長が常設委員ということで、これは毎月年に12回、常設委員会あります。いわゆる、私たちがこういうふうに、毎年12回、月に1回総会しているようなかたちの中で、必ず行われていることでもあります。ちなみに理事会は、3回ないし4回ぐらいだということも聞いております。

そういうかたちで、今、申し上げたとおり、これも候補者は町の総会において承認を受けて決定をいたしております。そういうことで、一応皆さん方に、このことは直接関係ないと言われるかもしれませんが、そういうかたちで県の農業会議を運営されているんだということを頭に置いていただければと思っています。

そういうことで、一応、この件について報告をさせていただきます。ほかに重要なこともありますけれども、これにつきましても、時間が大分かかってまいりますので、御了承いただきたいと思います。必要であれば、もちろんこれにつきましても、事務局に置いておりますので、以上、何かかいつまんで申し上げましたけれども、県の会長及び事務局長会議、続けて一般社団法人長崎県農業会議の110回の通常総会ということで、皆さん方に報告をいたした次第です。

何かございましたら資料がございますので、皆さん方、もちろんお答えしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、この報告事項についての私からの件につきましては、終わらせていただきたいと思ひます。報告第1号につきましても、皆さんから、何かお聞きしたいことがございましたらお答えしますんで、よろしくお願ひします。8番、どうぞ。

8番 (池田 邦義君) 今、会長からそういう説明がありましたけど、この説明によるならば、2番です。2番の③、農業委員会における人・農地プランの実施に関する取組、この現状は、他の農業委員会等はどのように進んでいるのか、他も、この会が終わってから、また説明があると言われております。そのときもあるかと思ひますけれども、一応、この総会の中でどういう取組の仕方をやっているのか、そこら辺は、事例はあったんでしょうか。

会長 (藤永 九市君) ありがとうございます。そしたら、事務局長。

事務局長 (金子 剛君) 今の委員さんのお訪ねでございますが、人・農地プランということで、令和3年の来年の3月31日までを期限といたしまして、今、進んでいるという状況がまず一つです。

県北管内、佐世保から平戸までの間、小値賀、松浦、平戸、佐世保の間の進捗につつま

しては、まず当然、市のほうについては、かなり多いですので、アンケート調査、30年の6月に皆さんにアンケート調査を、最適化推進委員のアンケート調査を戸別訪問でもらったと思うんですけども、そこを、そのアンケートもちょっと終わっていないという状況もあるんです。佐世保あたりはです、数が多いということで。

本町につきましては、当然、数も300程度でありますので、アンケートの結果は、今、出ているという状況でございます、あとは各2月の8日に木場地区のほうで第1回目を開いて、木場地区の目標設定をしたところであります。あと、予定では7地区を各支部に産業経済課と農業委員会で説明に回って、目標を設定をしたいというふうに考えております。

なので、ほかの市、松浦、平戸、佐世保に比べたら、本町については進んでいるほうかなというふうに思っております。

以上でございます。

会長（藤永 九市君） ただいま事務局長が答えました、それでよろしいですか。どっちかという、分かりやすく言えば、どこもあんまり進んでおりません。まだ、アンケート調査段階で完全にできていない状況、県下を見たときにです。うちは少し、ちょっと出てきているかなという、比べたときにそういう感じがいたしますけれども、今、言われましたとおり今年度いっぱい、人・農地プランについては、皆さんの協力を頂いて進めなならんだろうと思っておりますけれども、そういうことでよろしくお願ひしたいと思います。

ほかに、何かございませんか。ないようございましたら、この農業会議並びに農業委員総会報告については、これで終わらせていただいてよろしいですかね。よろしくお願ひします。ありがとうございました。

それでは、引き続き報告事項に入りまして、第2号、事務局から、報告第2号一時転用届出書についての説明を求めたいと思います。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 1の2のページをお願いいたします。朗読説明いたします。

報告第2号一時転用届出書、借人、佐々町長、古庄剛、担当課は建設課になります。貸人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、耕作者、〇〇〇〇、〇〇〇〇、施工業者、〇〇〇〇有限会社代表取締役〇〇〇〇、下記の工事を行うにあたり農地の一時転用について承諾を願ひますということで、今回、申請が出ております。

目的につきましては、令和元年度繰越、令和元年災町道小原露切橋線災害復旧工事1工区を施工するにあたり、仮設道路を使用するためにということで申請が上がっております。

施工の場所につきましては、佐々町江里免の字平石579の1、地目、田、積が1, 123m²、一時転用面積も同じく1, 123m²となっております。工事期間が、許可

日から令和2年9月4日までとなっております。

6ページと7ページをお開きください。

これ、現況写真をつけておりますが、この写真については、赤いライン、ここが道路を作るという印でございまして、図面を見ていただきますと、ちょうど真ん中に、赤く長方形でずらっと並んだ四角があります。ここに仮設の道路を造るということで、今回、申請が上がっているところでございます。

以上でございます。

会長（藤永 九市君） 報告第2号の説明が終わりました。これにつきまして、皆さんから御質問ございませんか。どうぞよろしく申し上げます。何かありませんか。ないようでございますので、これにつきましては、報告事項を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、この報告事項につきましては、終わらせていただきたいと思います。

それでは、日程4の審議事項に入ります。

第5号議案農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

事務局からの説明を求めます。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 議案書の8ページをお願いいたします。朗読説明をいたします。

議案第5号農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてということでございます。これ、15筆ございますが、全部朗読いたします。

土地の所在、北松浦郡佐々町木場免字立堀1614番11、畑、3、215m²、同じく佐々町木場免字立堀1614番12、畑の2、284m²、佐々町木場免字立堀1614番14、畑、5、131m²、佐々町木場免字立堀1614番23、畑、159m²、佐々町木場免字立堀1614番24、畑、540m²、佐々町木場免字立堀1614番25、畑、313m²、佐々町木場免字立堀1614番26、畑、288m²、佐々町八口免字狩立1番8、畑、7、011m²、佐々町八口免字狩立1番10、畑、333m²、佐々町八口免字狩立1番20、畑、218m²、佐々町八口免字狩立1番46、畑、1、197m²、佐々町八口免字狩立1番49、1、004m²、佐々町八口免字狩立1番52、畑、1、153m²、佐々町八口免字狩立1番54、畑、631m²、佐々町八口免字狩立1番75、畑、3、069m²、合計の2万6,546m²でございます。

譲受人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、49歳、農業、譲渡人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、81歳、無職。この方、親子でございます。

申請の理由でございますが、生前一括贈与に伴います所有権移転を行うということでございます。

転移面積が、譲受人、畑、2万6,546m²、譲渡人、畑、2万6,546m²で、譲受人の稼働人員が1ということでございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

これは許可申請の別添資料になりますけれども、現在、所有地の自作地、ここは全部、お茶を作られているという状況です。2万6,546m²でございます。

それから、11ページをお願いいたします。

作付は、今、申しましたとおりお茶でございます。農機具等の所有でございますが、製茶器具の一式ということと、トラックを1台。それから、(3)番の農作業に従事するものということで、農業歴につきましては30年ということでございます。家の前に、もうお茶畑があられますので、通作距離については車で2分程度ということでございます。

あと、12ページを御覧いただきまして、(5)番の農業の従事状況でございますが、1月から12月までということで、年間通して耕作をするということでございます。

以上でございます。

会長(藤永 九市君) 事務局のほうから、ただいま説明が終わりました。これへの皆さん方からの質問をお受けいたしたいと思っておりますけれども、もう御存じのとおり、これは生前一括贈与ということで、所有権移転です。親子として所有権移転をするという許可の申請が出ているということでございます。

どうぞこれにつきまして、皆さん方から、御質問、御意見等がございましたらお受けしたいと思っておりますが、何かございますでしょうか。13番、どうぞ。

13番(坂口 隆英君) 私も隣接というかあれだったので、ちょっと〇〇〇〇さんの弟さん、〇〇〇〇の社長さんです。それと、今度、跡をつがれる〇〇〇〇君とも、ちょっとお話をしてみました。

そしたら、弟さんのほうは別に問題はないということでして、息子さんのほうも、兄さんが大阪のほうにおられますけれども、早くからこっちを出ておられまして、あとは姉さん、妹さん、地元におられますけれども、もう別に問題ないということでございましたので、一応、よろしく願いますということで、今日、出てきました。

以上です。

会長(藤永 九市君) どうもありがとうございます。御協力いただいて感謝申し上げます。

ほかにございませんか、何でも結構です、お尋ね。生前一括贈与についても、このところ久しぶりというか、この問題、申請は出たように思います。今まで生前一括贈与、なかったもんね。どうぞ、何かありませんか。ないようでございますので、それでは、これにつきましては、皆さんから承諾いただければ、これでよいと思っております。採決は必要ないと

思いますので。

第5号議案につきましては、許可相当といたしますので、よろしく申し上げます。ありがとうございました。

それでは、次に行きます。

第6号議案農地法第4条の規定による許可申請書についてを議題といたします。

その前に、この件につきましては、本人につきましては退席を頂きたいと思っておりますので、しばらくの間、よろしく申し上げます。

それでは、事務局からの説明を求めます。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 14ページをお願いいたします。朗読説明をいたします。

議案第6号農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請書の承認について、県知事許可分でございます。

土地の所在、北松浦郡佐々町石免字原454の4、登記、現況、地目ともに田、590m²、申請人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、69歳、農業。転用の目的でございます。施設の概要といたしまして、長屋住宅、これはアパートです。木造2階建ての8戸1棟、建築面積は327.47m²、それに伴います駐車場が12台ということで、面積が262.53m²、農地区分、第2種、申請の理由といたしましては、接道や立地条件のよい申請地を利用して長屋住宅の経営を行いたいためということで、今回、申請が上がっております。

次に18ページをお願いいたします。

場所につきましては、当然、ここに申請地と書いてございます。前回、この横でアパートの申請が上がったと思いますが、あとの残地についての、今回、申請というふうになっております。

国道から、〇〇〇〇がございしますが、そこを真っすぐ千本のほうに、平田ため池のほうに突き抜ける途中から右に曲がったところが申請地でございます。

それから、19ページをお願いいたします。

現況写真をつけております。下の写真を見ていただくと分かる通り、奥に建っているのが、前回転用申請で、もう完成したところでございます。

それから、26ページをお願いいたします。被害防除計画書でございます。

まず、申請地の造成計画でございますが、盛土を行うということで、一番高いところで0.6、最低が0.2という勾配がつくようになっております。

それから、(2)の被害防除、隣接の間に、アパートとの間に擁壁を設けるという予定でございます。それから、②の近傍農地の日照・通風・耕作等の影響でございますが、建

物の高さ、ここは2階建てですので、2階建ての一番の高さで7.247mという状況でございます。

排水計画でございますけれども、排水につきましては、すいません、21ページをお願いしたいと思います。この赤枠の中が今回のアパートで、横に縦長に書いてあるとが、もう前回の申請で、もう完了しているアパートです。そこの前に建つということで、駐車場がまず12台あります。この赤枠の中の左上のところに、薄い水色の線がございますが、ここが雨水の計画でございます、ちょうどためますに落としまして、道路を横断して左のほうに、下、流れていくという予定です。そこの下のほうに川が走っております。

それから、下水につきましては、この濃い青線がございますが、ここが本菅が道路にきておりますので、ここに接続を行うという状況でございます。

以上でございます。

会長（藤永 九市君） ありがとうございます。事務局からの説明が終わりました。

これより質疑を行います。何か御意見、御質問ございましたら伺いたい。その前に、地元委員の補足説明を頂ければと。森田委員。15番。

推進委員（森田 謙介君） 15番。今、事務局のほうから説明がありましたとおり、私も見て回りましたが、何か不都合な点はないかと、もう少し先まで来れば私の田んぼがあるんですけども、そこまで行っていないもんですから、右も左も道路で、周り全部が〇〇〇さんの所有物でございますので、迷惑になるようなことは見当たりませんでした。

下水、排水、雨水も、ちゃんと基本にのっとって排水できるようにするというので、迷惑はかからないかと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

以上です。

会長（藤永 九市君） ありがとうございます。地元の最適化推進委員の森田委員からの説明をいただきました。

これより質疑に入りたいと思います。何か御意見、御質問ございましたらお受けいたします。何かございませんでしょうか。8番。

8番（池田 弭義君） ちょっとお尋ねします。20ページの、今、454というのが、今現在のアパートが建っているところですね。写真で見る以上は、454の2ですね。そして、454の4が、今の申請地であって、454の5ちゅうのは、これは、今現在の地目は田でしょうけど、耕作されているのかどうか。

それと、454の1、5、3ちゅうのは、どのような耕作地になっているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

会長（藤永 九市君） 事務局長。

事務局長（金子 剛君） 今の御質問の回答でございますが、454の5につきましては、当然、残地ということで残るわけです。

この後の予定につきましては、牛の飼料を作るということで確認をさせていただいております。

それから、この454の1というのは、すいません、これは宅地じゃないのかな。違う、ここはないね。分からんな。ちょっと今のところ、ちょっと奥の分につきましては、ちょっと申請地相当じゃないもんですから、ちょっと今、確認はしておりません。（私語あり）

会長（藤永 九市君） 直接尋ねますか。（私語あり）そしたら、皆さん、ようございますか。要望が出ていますけれども、本人に聞いたが早いという感じ。（私語あり）この件だけで、ちょっと説明を求めて、また出てもらえばいいですたいね。はじめとして。

（私語あり）

すいません、しばらくお待ちください。こがん事例、あんまり初めてです。本人ば呼べて。（私語あり）ちょっと質問の出よるけん、本人じゃなかな分からんということで、急遽、またそれが終わったら出てもらいます。ちょっと8番委員さんからお尋ねです。

（私語あり）

恐れ入ります。今、本人から聞いて、事務局長が確認したようですので、答弁しますのでよろしく申し上げます。事務局長。

事務局長（金子 剛君） すいません。ここの454の1につきましては、ちょっと、この図面には入っておりませんが、ちょうど真ん中から分筆をされております。これ、アパートです。前回申請されたアパートが建っておりまして、その半分の下のところは駐車場ということになります。

454の3、ぐるっと回っておりますけれども、ここは作物を、今現在、作っているということで確認を取りました。

以上でございます。

会長（藤永 九市君） ありがとうございます。8番委員さん、それでようございますか。

8番（池田 弐義君） はい。

会長（藤永 九市君） 何か、この件につきまして、ほかにございませんか。ありませんか。ないようでございますので、質疑につきましては、これで終わらせていただきたいと思います。

それで、採決を行います。第6号議案について、転用やむなしと思われる方の挙手をお願いします。（賛成者挙手）ありがとうございました。全会一致で御了承いただきます。

した。

これは、早速、転用やむなしということで、県のほうに進達いたしますので、よろしく
お願いします。

それでは、次に、第7号議案農地法第5条の規定による許可申請書についてを議題とい
たします。

事務局からの説明を求めます。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 29ページをお願いいたします。朗読説明いたします。

議案第7号農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について、県知
事許可分でございます。

土地の所在、北松浦郡佐々町石免字古堂683番1、地目、現況ともに田、2、
849m²、譲受人、〇〇〇〇、〇〇〇〇株式会社、代表取締役〇〇〇〇、不動産業、譲
渡人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、会社員、転用の目的でございます。これは建て売り住宅でご
ございまして、11棟、木造2階建、面積が637.88m²でございます。農地区分につ
いては第2種農地、戸建て住宅を販売するためということでございます。

33ページをお願いいたします。

ここ、赤部分が申請地でございます。先ほどの〇〇〇〇委員の申請地のちょうど裏手、
ここも平田ため池、千本に行く途中の平田ため池の下のところでございます。

ここ、この申請地が赤でかかっているところが申請地でございますが、上の三角の残り
も同じ所有者の方ですが、分筆をされております。

それから、34ページをお願いいたします。

現況写真につきましては、今、耕作をされていないということで、現況の写真でござい
ます。

それから、48ページをお願いいたします。

被害防除計画書でございますが、まず、(1)の申請地の造成計画の内容でございます。
これにつきましても、盛土を行うということで、最高が1.89、最低が1.25という
形の勾配がつくようになっております。

(2)、ここも擁壁を設けると、外周に擁壁を設けて、土砂等の流出を避けるというこ
とでの計画でございます。

それから、近傍、農地の日照、通風、耕作等でございますが、ここは2階建て、全部
11棟、2階建てで、2階建ての高さが7.923でございます。

それから、37ページをお願いいたします。

ここは排水の計画でございまして、ここも下水道の区域となっております、ここに全

部、区画で11棟ございます。この青い線についてが雨水の、左手のほうに、図面に向かって左のほうに川が流れておりますので、ここに雨水を落とすということ。

それから、緑のラインがでございます。これが下水道でございます。この中には、6mの道路、両サイドには側溝、水路を設けて、道路基準法に適した大きさとなっております、町のほうに、まだ分からないということですが、町のほうに提供予定ということでございます。

それから、こちらのちょうど緑のラインがあると思います。太いラインがあると思います。残地でございますが、ここはのり面にしまして、残地については、ちょっとまだ耕作は予定ということで聞いておりますけれども、ここに水がたまらないように、この下のほうには川が走っておりますので、水がたまらないように下に流すという排水の予定もされております。

以上でございます。

会長（藤永 九市君） 事務局からの説明が終わりました。

これは、また地元委員からの説明をお願いします。4番。

4番（藤永 茂君） 4番です。ただいまの事務局のほうから説明がありましたけれども、この〇〇〇〇さんという方は、場所は先ほど説明があったとおりでと思いますけれども、〇〇〇〇さんは、もう福岡のほうでお住まいになられていておりまして、農地を手放したいというようなことでありました。

道路のほうに溝が入っておりますので、そちらのほうに水は流して、下水道は流します。排水については、川のほうに流すというふうなことでした。（聞き取り不能）

会長（藤永 九市君） ありがとうございます。この件につきましても、皆さん、御存じのとおり、先月、〇〇〇〇さんとの賃貸契約も合意解約された場所です。引き続き、この場所が出てきたと。〇〇〇〇さんと貸し借りをしておられた場所です。

この件につきまして、皆さん方から御質問、御意見ございましたらお受けいたします。何かございませんか。ありませんか。ないようでございますので、質疑を終わらせていただきます。これより採決を行います。

第7号議案について、転用やむなしと思われる方の挙手をお願いします。（賛成者挙手）ありがとうございます。全会一致で承認を頂きました。転用やむなしということで、県のほうに進達することといたします。

次に、第8号議案農地法第5条の規定による許可申請書についてを議題といたします。

事務局からの説明を求めます。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 51ページをお願いいたします。朗読説明いたします。

議案第8号農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請書について。県知事処分でございます。

土地の所在、北松浦郡佐々町羽須和免字社ノ元435番、地目、登記、現況ともに畑、125m²、譲受人、〇〇〇〇、〇〇〇〇と〇〇〇〇、御夫婦でございます。譲渡人、〇〇〇〇、〇〇〇〇、無職。転用の目的、施設の概要でございます。これは、一般の個人の住宅でございます、木造瓦ぶき2階建て1棟の建築面積が77.50、農地区分が第2種農地、現在、棚方の相浦のほうに住まれておられますが、アパートが手狭になったためということで、今回、新築をされる予定となっております。

56ページをお願いいたします。

ちょっと見にくいですが、この場所については、今の〇〇〇〇公民館、〇〇〇〇集会所です。集会所の横になりまして、57ページを見ていただければと思います。地籍図がありますけれども、左上に801の5、ここが〇〇〇〇公民館でございます、道挟んで薄い黄色と濃い黄色がございますが、薄い黄色のほうは、もう既にそこは宅地、写真で見分かりますとおり、空き地のような形になっておりますので、その上の段が、今回、農地ということで申請が上がっております。

59ページ、被害防除計画書でございますが、まず申請地の造成計画として盛土を行うということ、高さ1.4m、あと切土0.8m、ここも擁壁を外周に設けると。近傍農地の日照、通風、耕作ですが、ここも2階建て、高さが7.5mということでございます。

それから、60ページをお願いいたします。

ここも下水道区域でございます、赤のラインが下水道、それから水色のラインにつきまして、雨水、排水という計画でございます。

以上でございます。

会長（藤永 九市君） 事務局からの説明が終わりました。地元委員からの説明をお願いいたします。12番。

12番（吉永 勝彦君） 事務局からの説明のとおりでございます。皆様の御審議をよろしくお願ひします。

会長（藤永 九市君） それでは質疑に入りたいと思います。皆様方からの御意見、御質問がございましたらお願いいたします。この件につきまして、何かございませんか。これにつきましても質問がないようでございますから、質疑を終わらせていただきます。

それでは、採決を行います。第8号議案について、転用やむを得ないということで思われる方の挙手をお願いします。（賛成者挙手）ありがとうございます。全会一致で承認いただきました。

それでは、転用やむなしということで、県のほうに速やかに進達いたしますので、よろしくをお願いします。

次に、5の協議事項に入らせていただきます。

農地の賃貸借に係る平均単価についてということを議題といたします。

これにつきましては、前回の総会の折に質疑が出ていた問題でありますので、事務局からの説明をお願いしたいと思います。事務局長。

事務局長（金子 剛君） 65ページをお願いいたします。

農地の賃借料ということで、これはあくまでも参考程度に載せさせていただいておりますが、平成21年から、ない年もございますが、これは全部、農業委員会だよりのほうに掲載させていただいているという状況でございます。

平成21年から平成29年までを比較してみますと、若干減っていつているという、21年のほうは高い、21、23については1万6,000円、北部で1万6,000円、南部で1万5,000円という状況でございますが、24年以降につきましては、1万1,000円から1万2,000円の60kg、物納で60kg、それから金納で1万1,000円、29年は1万1,000円というふうな状況でございます。

令和2年につきましては、五役会でも、ちょっと検討させていただいたんですけども、1万1,000円程度でよろしいんじゃないかということの意見は出ております。

農協のほうにも、ちょっと確認したんですが、農協のほうは、ちょっとその辺は分からないということでの回答でした。

これにつきましては、1万1,000円と、参考程度に今回も載せて、決定を、協議をさせていただいて、あと、各地区での検討でもよろしいんじゃないかということで、五役会では話になっております。よろしくをお願いいたします。

会長（藤永 九市君） ありがとうございます。この件につきましては、今、事務局から、この参考資料としてここに一覧表があります。ずっと調べたら、結構それなりに、時期に応じて検討はしてきてあるということがはっきりしました。つい、私どもは忘れてしまいそうですけれども、そういうことでございます。

ちょうど改正の時期にもなったかもしれませんが、これを御覧になりながら、どのように決めた方がいいか、ここで皆さんの御意見に従って決めておきたいなと思っています。

お話のとおり、これはあくまでも、佐々町の北部と南部を分けて、単純に決めている、基準として決めているだけでありまして、それによって各地域によって誤差があると思います。山間地域、あるいは棚田とか、いろいろ条件の違うところもありましょうし、その

辺も含めて、今、局長が申し上げますように、これを基準として双方で決めてもらうという形が一番いいと思いますけれども、この件については皆さんと審議しながら決めたいと。

いわゆる今日決めるのは、この平均価格の、北部と南部というのを明示すればいいんじゃないかなと思うんです。そうしないと、細部にわたっては、私たちは入り込めないんじゃないかなと思いますので、その旨、御理解いただいて御意見いただければと思いますけれども。この件について、何かございませんか。皆さん、どうぞ。

そして、五役会の際に、吉野代理もおっしゃったんですけれども、皆さん、意外と忘れがちなのは、農協販売は、あれは仮渡金で出るのが最初の値段、出てくるんですけど、後から売り上げて、時期をもって、半年ごとの残りについては振り込まれる状況になってきているんです。意外と気づかないんですけど、皆さん。

だから、合わせたときに7,000円は、多分超えると思います、お互いに。1等米、2等米、3等米の差額はありますけれども。だから、単純に考えますと1万三、四千元は当たるということを、60kg単位で考えたら。だから、その辺を考えると、物納は、もう価格は関係なし、物納は上げればはっきり分かりますけれども、金納の場合は差額が出てきますもんですから、なかなか決めづらいところもあるわけですので。その辺も頭に置きながら、29年度は1万1,000円としてありますけれども、今度、令和2年はその辺も加味しながら幾らがいいかということ、皆さん、ぜひ御意見いただきたい。

今日決めたがいいか、また次期考えるのがいいか、急ぐこと、急ぐことだろか。皆さん、どがんです。（私語あり）8番。

8番（池田 弐義君） 今、決めても、結局、我々小作をしているところでは、結局、みんな地主さんは新米ば食べたいわけ、金納じゃなくて。結局、金納やったら、自分で兼業とか、自分で仕事しているから金はある。新米は、ばってんが買うてでも新米かどうか分からないと。小作しているところから、新米はもらったほうが、確実に新米を食べられるていう話も聞くわけ。

そやけんが、私はもう現状の維持で、結局、今の賃貸借の面積からあれして計算したら、たくさんやっているところもあるし、少ないところもあるし、そうするとやったら、もう全部面積に応じて、結局、極端に言えば、15kgとか20kgとか、そういう切り上げて、30kgやっているところとかあるわけ。

だけん、そがんとこば統一しよったってきりがなかけん、俺は現状維持で、もうあとは地主さんと小作人さんの話合いで、現状でよかつちやなかかねって、私は思います。

会長（藤永 九市君） ありがとうございます。これは貴重な御意見と思います。（私語あり）おっしゃるとおりだと思います。米が一番、無難ですよ、お互いに。そういう、

実際は果たして、貸手のほうは米、お金がよかって言わすところもあるでしょうから、今、そのようなこと、基準を含めながら、申し上げますように双方で十分納得いく話し合いをして決めてもらうほかはないと思いますけども、今、現状のままで、そういう形を取ったらいいというふうな前向きな意見をいただいたと思っていますけれども。

何かほかに、違う意見がありますか。12番。

推進委員（森田 謙介君） 15番。前回の総会のときに、坂口委員が質問されたですよ。やはり、整備をした田んぼと、やっぱり山田って言ったら語弊になるかもしれませんが、作業能力というのが、大分違うんです。

そういったところで、やっぱり平地のところは、基盤整備したところは誰でも作ってくれんかって言えば、案外「うん」と、機械もさっと入るもんですから、受けやすいと思うんですけども、山田は、上の山のほうってなれば、やはり荒れ放題になったところもあるし、入りにくいところもあるし、そういったところも考えて、やっぱり差をつけてあげたほうがいいんじゃないかと、私は思ったんですけども、案です。

以上です。

会長（藤永 九市君） ありがとうございます。何かほかに違った考えがある方もあるかもしれませんが、どうぞ。13番。

13番（坂口 隆英君） 今、森田委員さんもおっしゃられましたとおり、やっぱり私がこの前、質問したとも、その中山間ばかりです、うちのところは。そしたら、やっぱり、日陰とか何とかあって、なかなか思うように反収が上がらないというところもあるわけです。

そやけん、ここで北部、南部、米で60kgって、玄米で60kg、そしたらお金と金納にすれば、今までどおり1万1,000円でいいんじゃないかという、それも分からなくはないんですけども、この前、利用権設定でまわったときに、60kgってしたときに、今、ちょっと米の単価が上がってとですたい。そしたら、単に1万1,000円以上になるって、借りとる人は言うわけです。

やっぱり、さっき池田委員さんが言われたとおり、その貸しとる人は新米を欲しいと、やっぱりおっしゃるんです。そしたら、それなりに、その米を何体くれって、そしたら、「んにゃ、俺はそがんはやりきらん」って、「そんなら、俺も金やるけん」って、もう金やったほうが得って言うわけですたい。米売って。

実際、そういうところが出たものですから、ちょっとこの前、こっちのほうの下のほうと、やっぱり私たちのところの中山間のところと、どういうふうな設定の仕方というか、いい意見というか、そういうところが、皆さんの意見が聞ければなということで質問したわけでございますので、この北部・南部って、ずっと前から分けてあるんですけども、

これ、ちょっと違うような、米でもキロ数、金納にしてもお金が違う、これ、どういふふうなあれがあつとですか。ちょっと、ここら辺が分からんとですけれども。よろしく願いしておきます。

会長（藤永 九市君） ありがとうございます。それでは、思い思いの意見があるでしょうから、ちょっと、堂々巡りになりますんで、一旦休憩をして、その後、またまとまれば再開したいと思いますが、それでよろしいですか。

一旦休憩をします。皆さんの意見をまとめたいと思いますんで、よろしく願いします。休憩に入ります。

（休 憩 午後 14時 50分）

（会議再開 午後 15時 25分）

会長（藤永 九市君） 会議をまた、再開いたしますので。

すいません、いろいろと、この賃借料について、休憩中にいろいろな御意見をいただきました。非常に貴重な意見がたくさん出てまいりましたので、これを、今日結論を出して、今日この枠に金額を入れて、こうって決めるのは、ちょっとまだ早いかなど思っています。

したがって、局長とも話をしておりますけれども、次期か、もう次の会か、次の次、7月は大変忙しいと思いますんで、初の総会の形になりますから、多分8月頃には、もう一回皆さんに案を出して検討していただいて、決定したいという形を取らせていただきたいと思いますが、皆さん、それでよろしいですか。ちょっと確認したいと思います。そしたら、そのようなことで、どうぞこの件につきましては、よろしく願いしたいと思えます。

この件につきましては、これで終わらせていただきたいと思えます。

次に、日程6のその他に移ります。

事務局長、事務局お願いします。事務局長。

事務局長（金子 剛君） それでは、①番の7月の定例会の日程でございますが、7月の28日火曜日に予定をさせていただきたいと思えます。

それから、7月の15日水曜日が五役会ということでお願いをしたいと思えます。

次に、②番の農作業賃金等の標準額についてということで、資料の66ページをお開きください。

今日、あくまでも参考程度ということで、載させていただいておりますので、審議等じゃなくて、66ページに平戸の農作業の賃金の標準額、それから67ページに松浦の標準額ということで、それぞれ載させていただいております。

本町につきましても、平成16年から、もう全然変わっていないということで、今日、

本町の分はつけていないんですけど、やはり昔から比べると、大分、安くなっているという状況であります。

これは基準として、事務局のほうでまとめて、ちょっと佐々町の農作業の賃金の標準額を出したいと思っておりますので、今日は参考程度ということでよろしくお願ひしたいと思ひます。よろしいですか。

会長（藤永 九市君） はい。続けましょう。

事務局長（金子 剛君） それで、③番の農業新聞についてということで、毎年、県内の21市町に、割り当てが回ってきまして、佐々町は、今度7月の、今年度は回ってくる予定となっております。

タイトルが「農地を守る」というタイトルで回ってきております。今回は、農業委員会のほうで、木場地区で2月8日に開催した人・農地プランの記事を、ちょっと載せさせていただこうかなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

事務局からは、以上でございます。

会長（藤永 九市君） ただいま、その他で①から④番までといたしますか、説明を頂きました。これについて、皆さんから御意見、御質問がございましたら受けたいと思ひます。

②の農作業賃金標準額についてという参考資料をつけていただいております。これにつきましても、本当に参考になると思ひますので、今、申し上げました、米の賃金の料金を決めるときに、一緒に御提案申し上げてまとめたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

そのほか、何かございませんか、この件で。どうぞ、8番。

8番（池田 邦義君） 今まで局長とも、この会が始まる前に、ちょっとお話ししたんですけど、今まで転用とかいろいろ、4条、5条申請あって、結局、着工期間が申請があって1年以内にちゅうことで規約ではなっているわけです。

それを1年経過、1年以上経過した実権が、今までに何件かあったわけです。その途中経過という、進捗状況を、やっぱりある程度、農業委員会でも皆さんで把握していただいて、ここはいつまでたってもできない、申請したけどできていないという、普通の一般の農家の方からのお尋ねがあるわけです。ここはどうなつとるんだ、ここは地目・田だろつて。そして、ここに何ができるんだとか、荒らしっぱなしとか、そういうのがたくさんあるわけです、今までに。もう何件もあったわけです。私も農業委員になってから。

そやけん、そこら辺の進捗状況ちゅうのを、半年に1回とか1年に1回、必ずその辺の状況ちゅうのを、やっぱり農業委員、推進委員、皆さんが把握していただくような形を取っていただきたいと思ひます。要望です。

会長（藤永 九市君） 事務局長。

事務局長（金子 剛君） 委員さん、おっしゃるとおりだと思います。転用で、ちょっと大きい転用となれば、3か月に1回は進捗状況の正式な用紙がございます。それに基づいて、進捗状況を出していただくようにしております。

中には、当然、出てこないところもありますので、そういうときは、もう事務局側から連絡いたしまして出していくような努力はしております。分かりました。

会長（藤永 九市君） これも貴重な御意見です。ありがとうございます。そのとおりです。場合によっては、申請しとって何でせんとやろうかっていう例も、これまであったことがあります。

それも見ても見らんふりして、何か言わんようになってこと、それじゃいかんていうことですね、今のおっしゃるとおり。やっぱり半年に1回、1年に1回はちゃんと確認をして促すか、検討するかということも必要だと思いますので、農業委員の一つの仕事でもあると思います。貴重な御意見、ありがとうございます。

ほかにございませんか。なかですか。ないようでしたら、これで終わってようございますか。

それでは、ないようでございますので、令和2年度の第3回の農業委員会総会を、これで閉じたいと思います。閉じる前ですけれども、その後、御挨拶のほうも頂かし、それから振興局からも、ぜひ時間を欲しいということによってきてありますので、後がございしますので、そういうことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、本日は本当に皆さん方、最後の、私たち任期満了に伴う最後の総会ということで、全員そろっていただいて、慎重審議を頂きましたこと、感謝を申し上げます。来月に、今日、話が決まりましたように、7月28日が新体制での総会になるかと思ひます。新しい3名の方を迎え、また皆さん、今日まで頑張っていた皆さんは、今日で最後になるかと思ひますが、非常に皆さん方の御尽力頂きましたことを感謝を申し上げながら、本日の定例の総会を終わらせていただきたいと思ひますので、本当にありがとうございます。よろしくお願ひします。

（ 閉 会 午後 15時 40分 ）

上記のとおり相違ありません

会 長 藤永九市

会議録署名委員 吉永勝彦

会議録署名委員 坂口隆英